

学校いじめ防止等の基本的な方針

雲南市立掛合中学校

学校いじめ防止基本方針

雲南市立掛合中学校

校長 長野 史明

Ⅰ はじめに

私は、かけがえのない掛合の生徒たちを預かる校長として、どのような組織、体制づくりを進め、教職員を機動的に対処させるべきか、被害・加害生徒及びその保護者へのケアや対応を図るための最善策は何かを考えなければならない。加えて、生徒・保護者・地域から信頼される学校づくりのための教職員の資質能力の向上を図り、危機管理意識を一層高めることが喫緊の課題である。

平成24年8月には雲南市校長協議会としていじめ撲滅宣言が行われた。併せて、雲南市教育委員会の指導助言のもとに危機管理マニュアルの見直しを行ってきた経緯がある。そして、平成25年6月21日には「いじめ防止対策推進法」が成立し、国の基本方針が示された。この法律の中で、基本理念として以下3点が規定されている。

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

この基本理念を大前提として、学校においては「学校いじめ防止基本方針」を策定し、その対策のための「組織」を置くことが第13条及び第22条で義務づけられた。

本校では生徒の生命、安全を最優先に据えた学校経営を推進している。上記の基本方針の下、「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起

こりうる」という意識を私たち教職員が再確認しなければならない。そして、組織的に対応し、いじめの予防・発見・対応を学校全体で一致して計画的・体系的に取り組みたいと考える。加えて、教職員の共通理解と生徒への指導を図りながら従来の取組を見直し、再構築しなければならない。かけがえのない生徒の生命、安全を確保した学校づくりに努力を傾注したいと考える。

以下に生徒を核に据えたいじめ防止基本方針の前提となる学校経営の基本的な考え方をⅡからⅤに示す。

Ⅱ いじめ防止のための重点施策

- 1 社会性や豊かな情操を育むための全教育活動を通じた心の教育の推進
- 2 コミュニケーション能力を培うための言語活動の充実
- 3 自己有用感や自己肯定感を育むための授業づくり、集団づくりの推進

Ⅲ めざす学校像

- 1 生徒が明るく、生き生きと生活できる学校
- 2 ふるさとに愛着と誇りをもつ生徒を育てる学校
- 3 教職員が切磋琢磨する学校

Ⅳ めざす生徒像

- 1 生涯にわたって学び続けようとする生徒
- 2 自ら進んで仕事や奉仕活動をする生徒
- 3 自他を大切に研かれた人権感覚をそなえ、助け合いながら切磋琢磨する生徒

Ⅴ めざす教職員像

- 1 人間性豊かで、生徒理解力をもった教職員
- 2 研修に励み、専門的知識・技能の向上に努力する教職員
- 3 保護者、地域から信頼される教職員

VI 基本的な方針

☆全教職員が共働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る。

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 教頭及び生徒指導主事、学年主任を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的な会議を実施し、いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。また、年に1回は、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）などの外部専門家に組織の一員として参加していただき、助言を得る。
 - ア 「いじめ対策委員会」において、生徒や保護者アンケート等を毎学期作成し、アンケート等実施の後分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ② 生徒指導主事・教育相談担当が教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - ア 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実させるために、定例の職員会議を開催しながら教育相談担当を中心に、SCと連携し、教職員全員のカウンセリングマインドの向上を目指し、生徒や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ SC、SSW等、専門的な知識を有する専門家を講師とし、教師一人一人が自己研鑽し、プログラム能力を身につけ、いじめ防止に対処する。
 - ア 年に1度はいじめ防止に役立つ研修を行う。
- ④ 生徒会を中心に生徒が主体的にルールづくり等を行い、いじめの防止に努める。
 - ア 生徒会によるキャンペーン等を実践し、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校としての取組を行う。
 - ア 生徒と接する機会を多くもち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、心の教育を推進する。また、生徒に基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
 - イ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級づくりを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細かに愛情をもって指導する。
 - ウ 夢発見ウィーク（職場体験）等の体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成・社会形成能力」「課題対応能力」「自己理解・自己管理能力」「キャリアプランニング能力」等の育成を図る。
- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
 - ア 保護者会、地区懇談会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々に理解し協力していただき、いじめ防止に努める。また、学校だよりやホームページ等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
- ⑦ 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する評価項目を入れて、学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。
- ⑧ 人権教育の充実にも努める。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

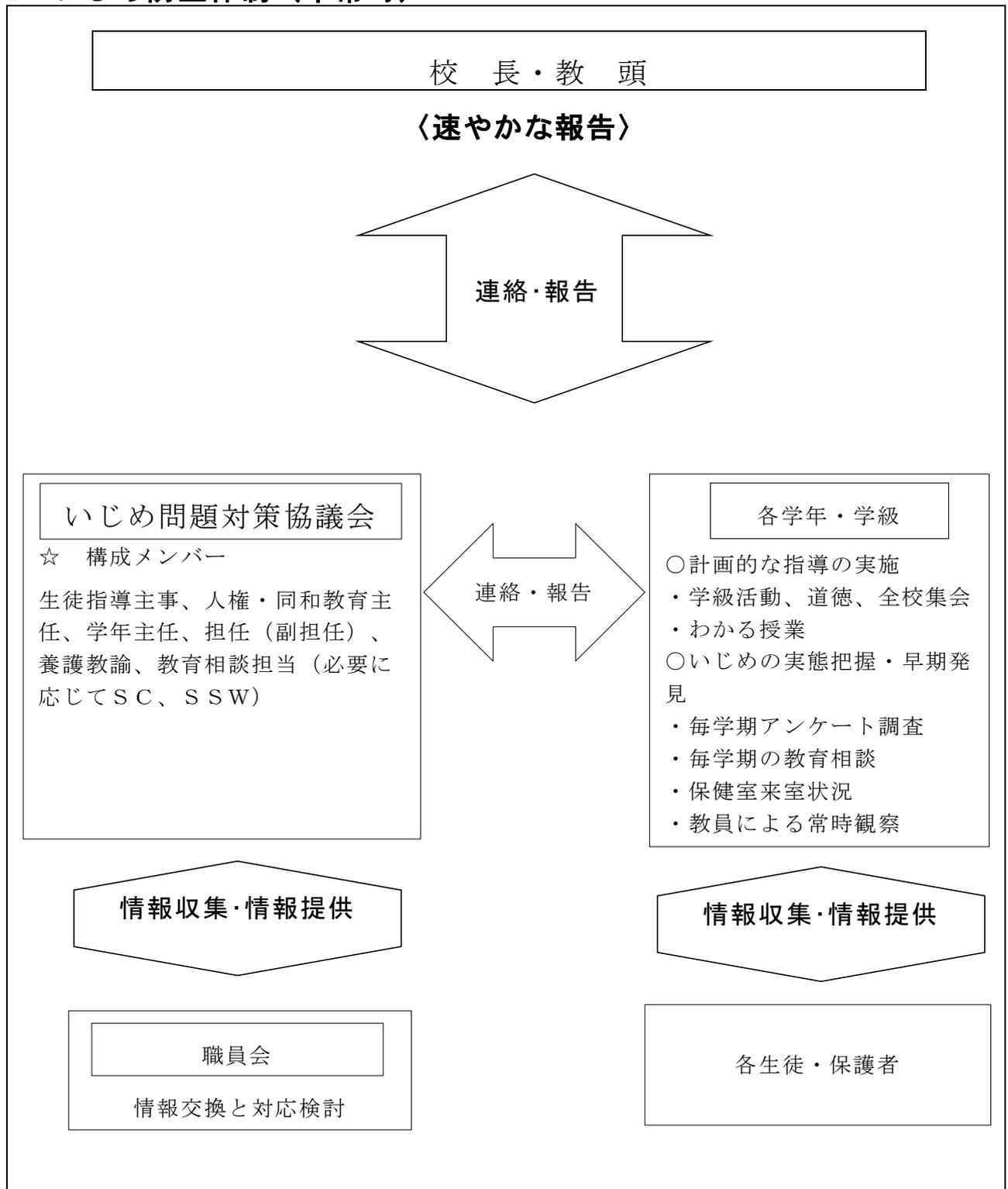
- ① いじめられた生徒への対応
 - ア 生徒や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした「拡大いじめ対策協議会」を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応し、重大事態とならないよう対処する。
 - イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
 - ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る努力をする。
 - エ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員で支援組織を構築し、解決に向けた支援を行う。
 - オ 養護教諭やSC及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や自己有用感をもたせる場の提供を行う。

- カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を保障するためのプログラムを作成する。
- キ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ク 教育委員会に事実関係を報告する。
- ② いじめた生徒への対応
 - ア 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
 - イ いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し、今後の指導に活かす。
- ③ 学校としての取組
 - ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - イ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
 - ウ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

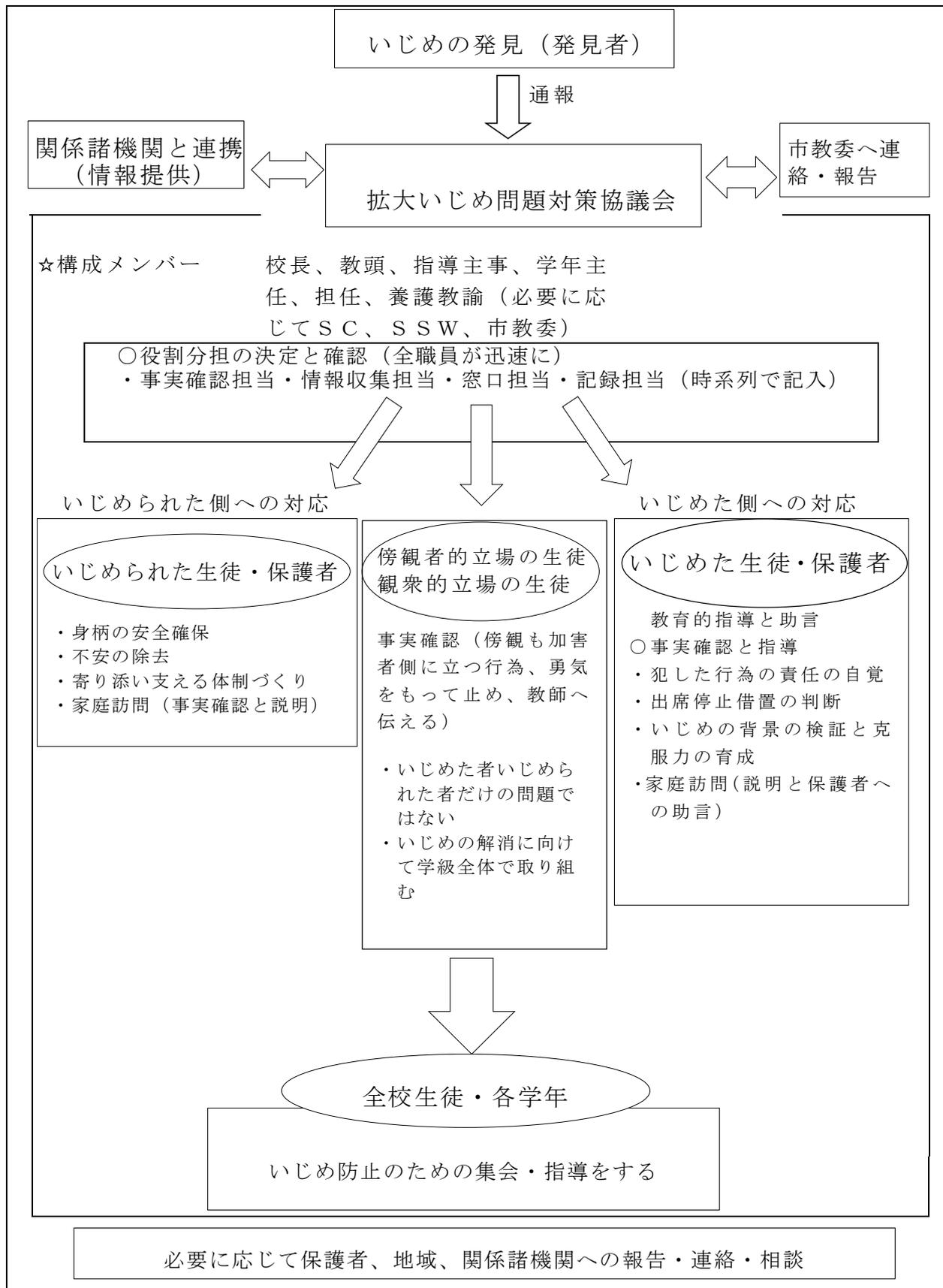
- ① 重大事態とは
 - ア 生徒が自死を企図した場合
 - イ 生徒に精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 生徒が金銭等に重大な被害を被った場合
- ② 重大事態の報告
 - ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。
- ③ 重大事態の調査
 - ア 重大事態が生じた場合は、市教委、SC、SSW等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対し、アンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
 - ウ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

VII いじめ防止体制（平常時）

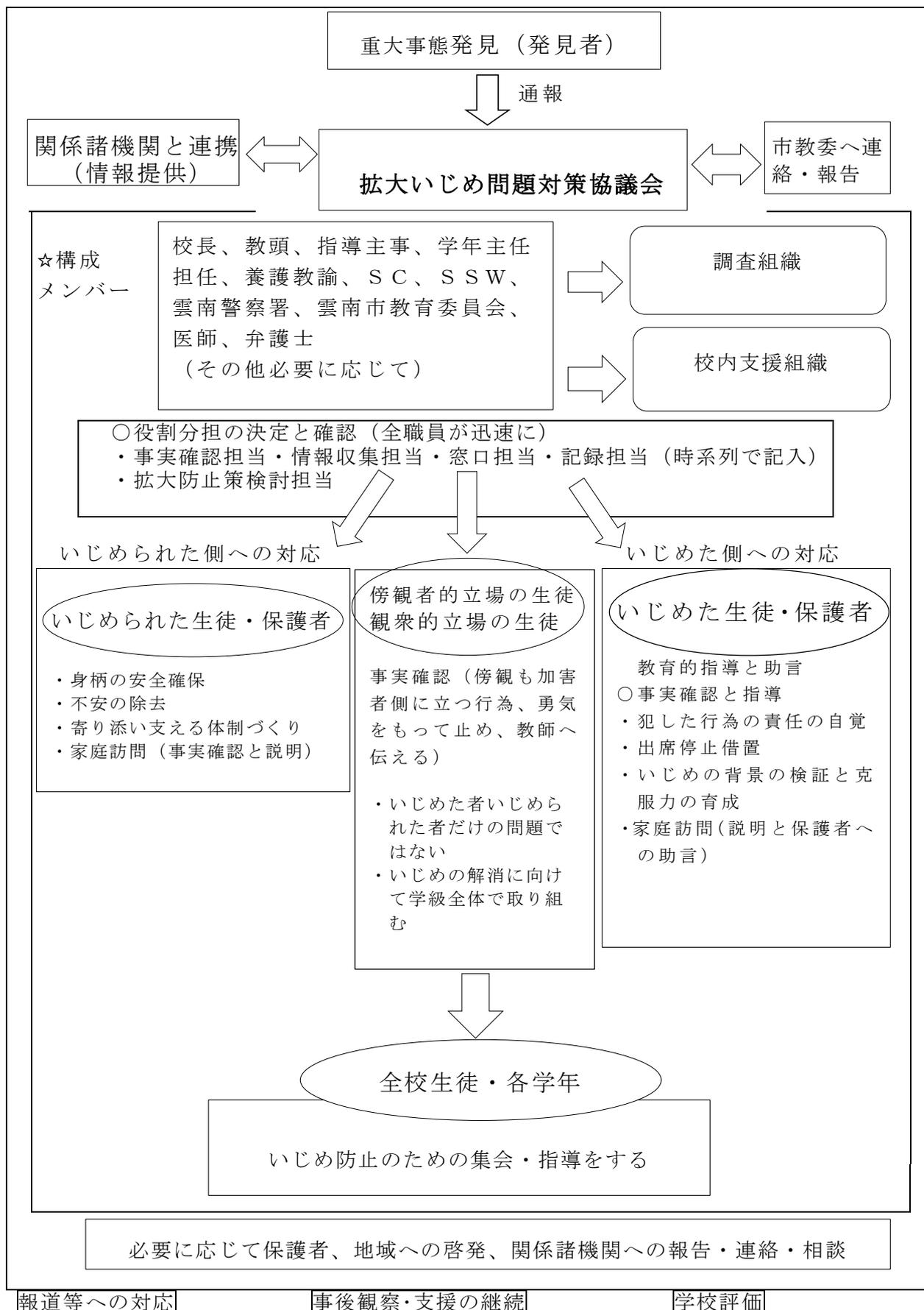


※「いじめ問題対策協議会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

VIII いじめ防止体制（いじめ発生時）



IX いじめ防止体制（重大事態発生時）



(教育委員会との連携) (ケア等日常観察・関係機関等との連携) (取組の分析、改善)
※ 重大事態が発覚した時点で、拡大いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に
対応する。同時に、校内に支援組織を立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケ
ア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。